

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 都市計画事業の事業計画の変更認可（二件）……………一
- ………（都市整備局都市基盤部街路計画課）……………一
- 市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可……………一
- ………（都市整備局市街地整備部再開発課）……………一
- 建築基準法による一団地の区域……………二
- ………（都市整備局市街地建築部建築指導課）……………二
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………二
- ………（環境局環境改善部化学物質対策課）……………二
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………三
- ………（同）……………三
- 知事指定薬物の指定の失効……………四
- ………（保健医療局健康安全全部業務課）……………四
- 規程（交）……………五
- 東京都地下高速電車連絡運輸規程の一部を改正する規程……………五
- 規程（水）……………八
- 東京都水道局職員住宅の管理等に関する規程の一部を改正する規程……………八
- 昭和四十六年東京都水道局告示第十五号（東京都

水道局出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定）の一部改正……………八

公告

- 都市計画の図書の縦覧（二件）……………八
- ………（都市整備局都市づくり政策部都市計画課）……………八
- 市街地再開発組合の理事長の就任……………二〇
- ………（都市整備局市街地整備部再開発課）……………二〇
- 市街地再開発組合の理事長の住所の変更……………二〇
- ………（同）……………二〇
- 開発行為に関する工事完了……………二二
- ………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）……………二二
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………二二
- ………（産業労働局商工部地域産業振興課）……………二二

告示

●東京都告示第二百六十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき平成二十三年東京都告示第二百六十九号東京都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和六年三月十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 首都高速道路株式会社
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画道路事業都市高速道路第七号線（小松川ジャンクション）及び都市高速道路第七号線附属街路第三号線並びに都市高速道路第七号線附属街路第四号線
- 三 事業施行期間 平成二十三年三月七日から令和七年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分

変更なし
使用の部分
変更なし

●東京都告示第二百六十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき平成二十八年東京都告示第九百十二号東京都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和六年三月十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 首都高速道路株式会社
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画道路事業都市高速道路第一号線（高速大師橋）
- 三 事業施行期間 平成二十八年四月二十八日から令和八年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分

変更なし
使用の部分
変更なし

●東京都告示第二百六十六号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定に基づき虎ノ門一・二丁目地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和六年三月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 組合の名称

虎ノ門一・二丁目地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成三十年十一月十四日から令和十年七月三十一日まで

で

三 施行地区

港区虎ノ門一丁目及び虎ノ門二丁目各地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

港区虎ノ門三丁目八番十九号

平成三十年十一月十四日

五 定款及び事業計画の変更の認可の年月日

令和六年三月十五日

●東京都告示第二百六十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条

第一項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定に

より一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和六年三月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番

認定年月日

江東区有明一丁目百四番四

令和六年二月二

十二日

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課（東京都庁

第二本庁舎三階中央）

●東京都告示第二百六十八号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条

第二項の規定により、令和二年東京都告示第九百十号によ

り指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項

において準用する同法第六条第二項の規定により、次のと

おり告示する。

令和六年三月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（足立区六町三丁

目地内）

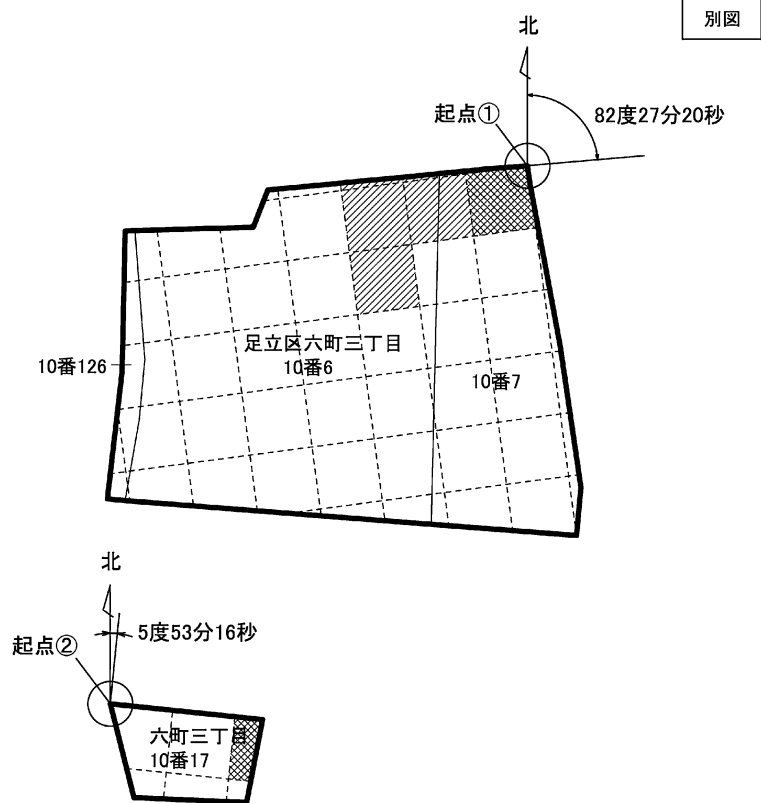
二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十

九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特

定有害物質の種類 砒素及びその化合物並びにふっ素及

びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去



【凡例】	
	指定を解除する区域
	形質変更時要届出区域 (令和2年東京都告示 第910号により指定した 区域)
----	単位区画
—	筆境界
—	敷地境界

【起点】	
①	起点①は、足立区六町三丁目10番7の最北端とする。
②	起点②は、足立区六町三丁目10番17の最北端とする。

【格子の回転角度】	
①	82度27分20秒
②	5度53分16秒

※格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第二百六十九号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条
第二項の規定により、令和四年東京都告示第千三百三十六
号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条
第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、
次のとおり告示する。

令和六年三月十五日

東京都知事 小 池 百合子

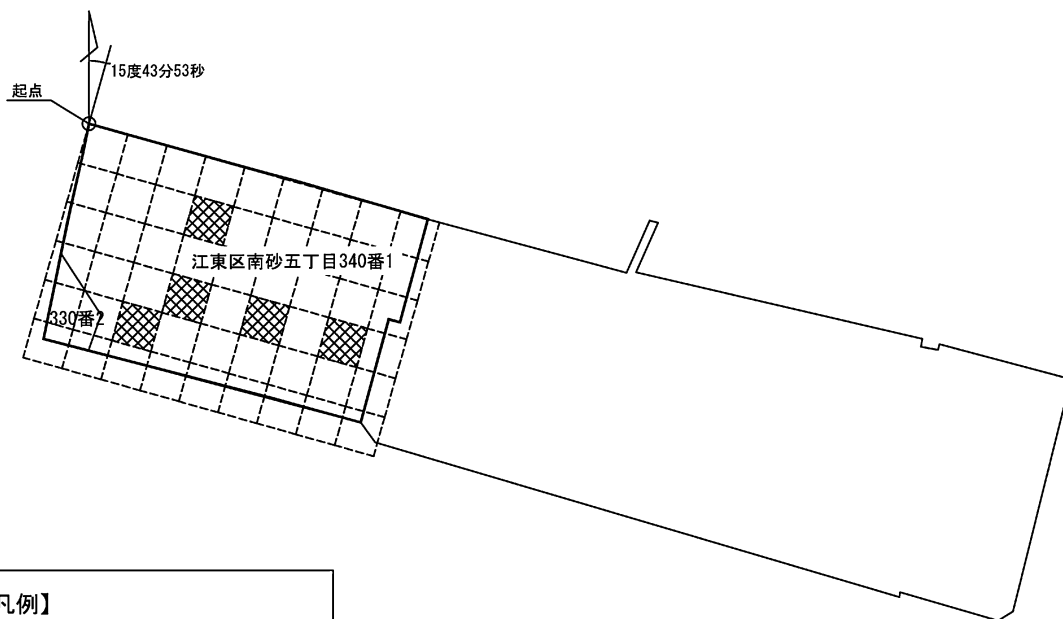
一 指定を解除する区域 別図のとおり（江東区南砂五丁
目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十
九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準
に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム
化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特
定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 改変範囲
- 指定を解除する区域

【格子の回転角度（15度43分53秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心にして、右回りに回転させた角度を示す。

【起点】

起点は、江東区南砂五丁目340番1の最北端とする。

●東京都告示第二百七十号

東京都薬物の濫用防止に関する条例（平成十七年東京都条例第六十七号）第十三条第一項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失うので、同条第二項の規定により告示する。

令和六年三月十五日

東京都知事 小池 百合子

一 失効する知事指定薬物の名称

別表のとおり

二 失効の理由

当該知事指定薬物は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（令和六年厚生労働省令第三十六号）の施行により、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十五項に規定する厚生労働大臣の指定薬物に指定されるため

三 失効年月日

令和六年三月十六日

四 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

【別表】

	化学名	通称名
(1)	(8R)-N-メチル-N-(プロパン-2-イル)-6-メチル-9,10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド及びその塩類	MiPLA、 MIPLA、 N-Methyl-N-isopropyl lysergamide
(2)	2-{[(4-ブトキシフェニル)メチル]-5-ニトロ-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル}-N,N-ジエチルエタン-1-アミン及びその塩類	Butonitazene
(3)	1-(ベンゾ[d][1,3]ジオキサール-5-イル)-2-(プロピルアミノ)ブタン-1-オン及びその塩類	N-Propylbutylone、 Putylone、 bk-PBDB

規程(交)

●交通局規程第十二号

東京都地下高速電車連絡運輸規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年三月十五日

東京都交通局長 久 我 英 男

東京都地下高速電車連絡運輸規程の一部を改

正する規程

東京都地下高速電車連絡運輸規程（昭和三十五年交通局規程第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第四の表二十の二の項の次に次のように加える。

二十の三 大手町駅・東京駅接続									
取扱連絡乗車券の種別		地下高速電車				地下高速電車			
通勤定期乗車券 通学定期乗車券		線名		地下高速電車1		地下高速電車2		線名	
三田線		各駅		乗換駅		線名		接続駅	
大江戸線		(内)両国 本郷三丁目		春日		三田線			
大江戸線		(外)光が丘 飯田橋		春日		三田線			
大手町駅・東京駅									
東区									
本線									
線名									
発着駅									
經由									
赤羽線									
板橋〓赤羽									
池袋〓十条									
五日市線									
熊川〓武蔵五日市									
内房線									
浜野〓君津									
青梅線									
西立川〓奥多摩									
川越線									
日進〓高麗川									
京葉線									
八丁堀〓千葉みなと									
埼京線									
北赤羽〓北与野									
相模線									
北茅ヶ崎〓橋本									
茅ヶ崎〓南橋本									
常磐線									
三河島〓岩間									
御茶ノ水〓千葉									
総武線									
亀戸〓成東									
新日本橋〓錦糸町									
外房線									
本千葉〓大原									
高崎線									
宮原〓高崎									
中央線									
御茶ノ水〓大月									
大久保〓大月									
鶴見線									
国道〓扇町									
及び									
大川・新芝浦・海芝浦									
東海道線									
有楽町〓小田原									
西大井〓新川崎									
東金線									
福俵〓成東									
東北線									
神田〓小山									
尾久									
東我孫子〓酒々井									
東我孫子〓酒々井、及び 空港第二ビル〓成田空港									
佐倉									

附 則

この規程は、令和六年三月十六日から施行する。

規 程（水）

●東京都水道局管理規程第四号

東京都水道局職員住宅の管理等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年三月十五日

東京都水道局長 西 山 智 之

東京都水道局職員住宅の管理等に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局職員住宅の管理等に関する規程（昭和三十八年東京都水道局管理規程第十四号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「千四百三十円」を「千四百六十円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規程による改正後の東京都水道局職員住宅の管理等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第二十四条第二項の規定にかかわらず、令和六年度から令和八年度までの間、職員住宅の使用料の額（第三十条第一項の規定により減額される場合にあつては、減額後の額とする。以下同じ。）については、改正後の規程第二十四条から第三十一条までの規定により算出した職員住宅の使用料の額（以下「算出額」という。第三十条第一項

の規定により減額される場合にあつては、減額後の額とする。以下同じ。）とこの規程の施行の日の前日における当該職員住宅の使用料の額（以下「改定前の額」という。第三十条第一項の規定により減額される場合にあつては、減額後の額とする。以下同じ。）との差額が三千円を超えるときは、次に掲げる額とする。

- 令和六年度 算出額と改定前の額の差額を五で除した後、二を乗じて得た額（百円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）を改定前の額に加えた額
- 令和七年度 算出額と改定前の額の差額を十で除した後、七を乗じて得た額（百円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）を改定前の額に加えた額
- 令和八年度 算出額

告 示（水）

●東京都水道局告示第一号

昭和四十六年東京都水道局告示第十五号（東京都水道局出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定）の一部を次のように改正し、令和六年三月三十一日から施行する。

令和六年三月十五日

東京都水道局長 西 山 智 之

二 収納取扱金融機関の表（一）納入者から公金を収納する事務を行う機関の部株式会社南都銀行の項を削る。

公 告

都市計画の図書の縦覧について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により関係区から次の都市計画の図書の送付があつ

たので、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和六年三月十五日

東京都知事 小 池 百合子

都市計画の種類 都市計画の決定の告示

東京都市計画地区計画 令和五年十二月二十八日千代田区告示第百三十九号

九段南一丁目地区地区計画

東京都市計画防災街区整備事業 令和四年四月一日墨田区告示第百八十二号

東向島二丁目二十二番地区防災街区整備事業

東京都市計画地区計画 令和五年十二月十八日目黒区告示第百八十一号

補助二十六号線沿道駒場四丁目地区地区計画

東京都市計画地区計画 令和五年十二月十八日世田谷区告示第百十六号

補助二十六号線沿道代沢一丁目・北沢一丁目地区地区計画

東京都市計画第一種市街地再開発事業

令和六年一月十二日渋谷区告示第四号

公園通り西地区第一種市街地再開発事業

東京都市計画第一種市街地再開発事業

縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部都市

計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）

都市計画の図書の縦覧について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により関係区市から次の都市計画の図書の送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により縦覧に供する。

令和六年三月十五日

東京都知事 小 池 百合子

都市計画の種類 都市計画の変更の告示

東京都市計画地区計画 令和五年十二月二十八日千代田区告示第百四十号

富士見二丁目北部地区地区計画

東京都市計画地区計画 令和五年十二月二十八日千代田区告示第百四十一号

大手町地区地区計画

東京都市計画地区計画 令和五年十二月二十八日中央区告示第百二十号

銀座地区地区計画

東京都市計画地区計画 令和六年二月九日新宿区告示第七十三号

西新宿一丁目地区地区計画

東京都市計画地区計画 令和四年四月一日墨田区告示第百八十一号

地区

東京都市計画公園 令和五年十二月十四日品川区告示第五百六十八号

第三・三・百三十号勝島運河公園

東京都市計画公園 令和五年十二月十四日品川区告示第五百六十九号

第五・五・十六号勝島公園

東京都市計画道路 令和五年十二月十四日品川区告示第五百七十号

幹線街路補助線街路第百四十五号線

東京都市計画高度地区 令和五年十二月十八日目黒区告示第八百八十一号

東京都市計画土地地区画整理事業 令和五年十二月二十五日大田区告示第千四十四号

羽田空港跡地地区土地地区画整理事業

東京都市計画公園 令和五年十二月二十五日大田区告示第千四十四号

第四・三・百二十四号羽田空港公園

東京都市計画公園 令和五年十二月二十五日大田区告示第千四十五号

大田第二・二・五十四号古径公園

東京都市計画公園 令和五年十二月二十五日大田区告示第千四十五号

大田第二・二・五十五号中央五丁目公園

東京都市計画公園 令和五年十二月二十五日大田区告示第千四十五号

大田第二・二・五十六号かにくほ公園

東京都市計画公園 令和五年十二月二十五日大田区告示第千四十五号

大田第二・二・五十七号日下山公園

東京都市計画高度地区 令和五年十二月十八日世田谷区告示第八百十七号

東京都市計画地区計画 令和五年十二月二十八日渋谷区告示第二百四十二号

渋谷駅地区地区計画

東京都市計画地区計画 令和六年一月十二日渋谷区告示第三号

神南二丁目・宇田川町地区地区計画

東京都市計画高度利用地区 令和六年一月十二日渋谷区告示第五号

東京都市計画公園 令和五年十二月二十二日江戸川区告示第八百五十七号

江戸川第二・二・八十三号江戸川三丁目公園

東京都市計画生産緑地地区 令和五年十二月二十二日江戸川区告示第八百五十七号

八王子都市計画 生産緑地地区 百十五号	令和五年十二月十一日八王子市告示第四 百十五号	産緑地地区	号	第四緑地
立川都市計画生 産緑地地区 八号	令和六年一月一日立川市告示第二百九十 八号	福生都市計画生 産緑地地区 三号	令和五年二月二十八日福生市告示第二十 三号	多摩都市計画緑 地 令和五年十一月二十八日稲城市告示第百 五十一号
武蔵野都市計画 生産緑地地区 八号	令和六年一月三十一日武蔵野市告示第十 八号	福生都市計画生 産緑地地区 十四号	令和五年十月三十一日福生市告示第百七 十四号	第十四号南山 第五緑地
三鷹都市計画生 産緑地地区 八十号	令和四年十月二十五日三鷹市告示第二百 八十号	調布都市計画生 産緑地地区 百二十四号	令和五年十二月二十八日狛江市告示第三 百二十四号	多摩都市計画緑 地 令和五年十一月二十八日稲城市告示第百 五十一号
青梅都市計画生 産緑地地区	令和六年一月一日青梅市告示第一号	立川都市計画生 産緑地地区 十七号	令和五年十二月十二日東大和市告示第七 十七号	第十五号南山 第六緑地
府中市計画生 産緑地地区	令和六年二月五日府中市告示第十六号	東村山都市計画 生産緑地地区 百十三号	令和五年十一月三十日東久留米市告示第 百十三号	多摩都市計画地 区計画 令和五年十一月二十八日稲城市告示第百 五十二号
昭島都市計画生 産緑地地区	令和六年一月一日昭島市告示第一号	立川都市計画生 産緑地地区 号	令和六年二月七日武蔵村山市告示第十一 号	南山東部地区 地区計画
調布都市計画生 産緑地地区	令和六年一月一日調布市告示第一号	多摩都市計画生 産緑地地区 十八号	令和五年十二月八日多摩市告示第五百七 十八号	多摩都市計画生 産緑地地区 令和六年一月一日稲城市告示第一号
町田都市計画生 産緑地地区 号	令和六年一月一日町田市告示第二百九十 号	多摩都市計画用 途地域 四十八号	令和五年十一月二十八日稲城市告示第百 四十八号	福生都市計画生 産緑地地区 令和六年一月一日羽村市告示第一号
町田都市計画下 水道	令和六年一月十二日町田市告示第二百九 十九号	多摩都市計画高 度地区 四十九号	令和五年十一月二十八日稲城市告示第百 四十九号	秋多都市計画生 産緑地地区 令和六年一月一日あきる野市告示第一号
町田市公共下 水道		多摩都市計画防 火地域及び準防 火地域 五十号	令和五年十一月二十八日稲城市告示第百 五十号	西東京都市計画 生産緑地地区 令和五年十一月二十二日西東京市告示第 百六十六号
小平都市計画生 産緑地地区 百四十八号	令和五年十二月二十一日小平市告示第二 百四十八号	多摩都市計画緑 地 五十一号	令和五年十一月二十八日稲城市告示第百 五十一号	縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部都市 計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北 側）
日野都市計画生 産緑地地区 六十八号	令和五年十二月二十日日野市告示第二百 六十八号	第十号南山第 一緑地		
東村山都市計画 生産緑地地区 十二号	令和五年十二月八日清瀬市告示第二百四 十二号	多摩都市計画緑 地 五十一号	令和五年十一月二十八日稲城市告示第百 五十一号	
国分寺都市計画 生産緑地地区	令和六年一月一日国分寺市告示第一号	第十二号南山 第三緑地		
国立都市計画生 産緑地地区	令和六年一月一日国立市告示第一号	多摩都市計画緑 地 五十一号	令和五年十一月二十八日稲城市告示第百 五十一号	
福生都市計画生 産緑地地区	令和四年十一月十日福生市告示第二百十 号	第十三号南山		

市街地再開発組合の理事長の就任について
都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二十八
条第一項の規定により赤羽一丁目第一地区市街地再開発組
合から次に掲げる者が理事長に就任した旨の届出があった
ので、同条第二項の規定により公告する。
令和六年三月十五日
東京都知事 小池 百合子

一 氏名 京王インベスト株式会社 代表取締役 川野 繁 二 住所 新宿区新宿六丁目二十七番四十八号 市街地再開発組合の理事長の住所の変更に ついて 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二十八 条第一項の規定により虎ノ門一・二丁目地区市街地再開発 組合から理事長の住所を変更した旨の届出があったので、 同条第二項の規定により公告する。 令和六年三月十五日 東京都知事 小 池 百合子 一 氏名 早津 功 二 住所 港区虎ノ門二丁目九番一号虎ノ門ヒルズ江戸見坂テラ ス十階 開発行為に関する工事の完了について 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一 項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、 完了した。 令和六年三月十五日 東京都多摩建築指導事務所長 名 取 伸 明	
開発区域又は工区に 含まれる地域の名称 立川市砂川町三丁目三十一番 三 許可を受けた者の 住所及び氏名 西東京市東伏見三丁目六番 十九号 タクトホーム株式会社 代表取締役 小寺 一裕 立川市西砂町三丁目十番十三、 同番十五から同番十七まで、 十一番二、同番五から同番八 まで及び十二番九 千葉県松戸市松飛台六十九 番地の一 株式会社東栄ランド 代表取締役 黒澤 虎重 武蔵村山市中央三丁目三十六 番十の一部、同番十六、三十 七番一から同番三まで、同番 三地先及び同番四から同番八 まで 新宿区西新宿三丁目七番一 号 東京セキスイハイム株式会 社 代表取締役 吉田 匡秀 新宿区西新宿二丁目四番一 号 ミサワホーム株式会社 代表取締役 作尾 徹也 立川市砂川町六丁目一番十四、 同番二十二、同番二十二地先 及び同番三十一 地の一 株式会社ユタカホーム 代表取締役 山下 隆仁 東大和市上北台三丁目三百七 十六番四の一部及び同番五 東大和市中央四丁目九百六 十二番地の七 株式会社東京メイブランド 代表取締役 竹崎 靖彦 国分寺市戸倉四丁目四十二番 十八及び四十三番二の一部 国分寺市戸倉四丁目四十二 番地十二 岸野 泰章	意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり 意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。 令和六年三月十五日 東京都知事 小 池 百合子 一 店舗名 阿佐谷西一号館 二 店舗所在地 杉並区阿佐谷南三丁目五十八番一号 三 設置者名 株式会社ジェイアール東日本都市開発 四 意見 ア 聴取者 杉並区長 イ 概要 意見なし ウ 収受日 令和六年二月二十九日 五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課 （新宿区西新宿二丁目八番一号） 六 縦覧期間 令和六年三月十五日から同年四月十五日 まで。ただし、東京都の休日に関する条 例（平成元年東京都条例第十号）に定め る休日を除く。 七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。 ただし、正午から午後一時までを除く。

発行
東京
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号都
電話 〇三(五三二)一一一(代)
郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む) 三〇円

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七
号社
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)
郵便番号
113-0001